

池田高校 OB・OG 吹奏楽団 楽団規則

第1章 総則

第一条 (目的)

この楽団は吹奏楽を媒介とする共同互助の精神を高めることを目的とする。

第二条 (活動)

この楽団は前条の目的を達成するために下記の活動を行う。

- 1.吹奏楽、アンサンブル等の演奏会の企画・実行
- 2.地域の行事等への参加
- 3.団員同士、並びに現役部員との交流
- 4.他団体との交流
- 5.その他、1～4の活動に付帯する活動

第三条 (名称)

この楽団の名称は「池田高校 OB・OG 吹奏楽団」とする。

第四条 (活動年度)

楽団の活動年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終了するものとする。

第2章 団員

第五条 (団員の資格)

下記に掲げる者は団員の資格を有する。

- 1.池田高校吹奏楽部の OB・OG
- 2.1に関わらず、楽団の活動主旨に賛同する18歳以上の者

第六条 (準団員)

第五条に関わらず、下記に掲げる者は準団員とする。

- 1.活動年度開始日において、18歳未満の者
- 2.活動年度終了日において、楽団に参加して1年未満の者

第七条 (入団・休団・復団・退団)

入団、休団、復団および退団を希望する者は、所定の「入団届」「休団届」「復団届」「退団届」を提出するものとする。

第八条 (資格喪失)

団員は下記の理由によって団員資格を失う。

- 1.死亡
- 2.除名

第九条（除名）

団員が次の事柄に該当する場合、定例会の議決をもって、その者を楽団から除名することができる。

- 1.団費を一定期間、滞納し続けた場合。
- 2.楽団の活動を妨げる行為をした場合。
- 3.楽団の信用を失わせるような行為をした場合。

第3章 会計

第十条（会計）

楽団の会計の処理上必要な細部事項は

「池田高校 OB・OG 吹奏楽団 会計細則」に定める。

第4章 役員

第十一条（定数）

楽団には下記の役員を置く。

- 1.団長（1名）
- 2.副団長（1～3名）
- 3.会計（1～3名）
- 4.その他、必要とされる役員

第十二条（役員の決定）

役員は定例会において多数の賛成をもって決定される。

第十三条（任期）

役員の任期は1年とする。但し、再選を妨げない。

第5章 定例会

第十四条（開催）

楽団は必要に応じ年に数回程度の定例会を開催する

第十五条（定例会の組織）

定例会は役員を中心に、団員の有志により組織する

第十六条（議決事項）

定例会での議決事項は下記のとおりとする

- 1.楽団の活動計画の設定及び変更
- 2.本規則の変更・設定及び廃止
- 3.役員（候補）の選出
- 4.団費の決定及び設定
- 5.予算の承認
- 6.その他、役員が必要と認める事項

第十七条（議決方法）

定例会の議決については、役員1名以上を含む団員8名以上の参加を必要とし、十分な討議によって行なわれるものとする。

また、定例会で結論が出ない場合は、団員の総意により決定する。

2013年12月28日 一部改訂

池田高校 OB・OG 吹奏楽団 会計細則

第1章 総則

第一条

この細則は、池田高校 OB・OG 吹奏楽団規約第3章・会計の処理上必要な細部事項を規定するものである。

第2章 会計年度

第二条

楽団の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終了するものとする。

第3章 予算

第三条

池田高校 OB・OG 吹奏楽団の会計は、予算の定める計画にもとづいて運営される。

第4章 収入

第四条

団員からの団費、その他とする。

第五条

団費は原則として月額を単位として定め、決定及び変更は定例会の承認を必要とする。

1. 団費は年間 18,000 円とする。
2. 学生は無料とする。

第六条

団費を免除する者は下記のとおりとする。

1. 準団員、および休団中の者
2. 活動年度終了日において、復団して1年未満の者（但し、免除は1回限りとする。）
3. 定例会において認められている賛助出演、特別出演に該当する者

第5章 支出

第七条

支出はすべて正当受領証によるもの、やむを得ない事由によって特に受領証を徴することができない場合は、会計役の確認を必要とする。

第6章 経費

第八条

この楽団の経費は、団費、その他の収入金により処理する。

この楽団の経費をまかなう上で必要やむを得ない場合には、定例会を経て臨時徴収をもって充当することができる

第7章 会計の処理

第九条

会計役の責任において、以下の管理を行う。

1. 団費の徴収
2. 口座の管理
3. 支出の管理
4. 予算の立案
5. 会計報告

2013年12月28日改訂

2022年4月29日改訂